

電波利用料制度 がスタートします

電波利用料制度が創設され、平成5年4月1日から、アマチュア無線やパーソナル無線などを開設している免許人に電波利用料を納めていただくことになりました。事業所などの無線局の利用料については信越電気通信監理局にお問い合わせください。
アマチュア無線局 年 500円
パーソナル無線局 年 600円
お問い合わせは信越電気通信監理局企画室へ
☎(0262)34-9981

求人情報

小須戸町関係の求人情報を紹介します。お問い合わせは、新津公共職業安定所紹介係(22-2233)へどうぞ。

No.	事業内容	所在地	求人職種	求人数	性別	年齢	賃金(円)	勤務時間
1	輸送機械製品製造業	矢代田	機械工	3	男	18~45	160~250	8:00~17:00
2	輸送機械製品製造業	矢代田	研磨工	2	不問	18~45	130~156	8:00~17:00
3	輸送機器製品製造業	矢代田	検査工	1	男女	18~55	130~160	8:00~17:00
4	ニット製品製造業	小須戸	縫製工	5	不問	30~50	120~150	8:00~17:00
5	砂利運搬業	横川浜	大型ダンプ運転手	2	不問	21~55	200~250	7:30~17:00
6	木製品製造業	新保	木工員	2	男女	16~65	120~200	8:00~17:00
7	保険調剤薬局	小須戸	薬剤師	5	不問	22~35	203~300	8:30~18:30
8	測量業	矢代田	測量設計補助者	2	男	18~40	200~250	8:30~17:30
9	輸送機器製品製造業	矢代田	雑役工	2	男	35~65	110~150	8:00~17:00
10	輸送機器製品製造業	矢代田	生産管理	1	男	25~50	180~300	8:00~17:00
11	ニット製品製造業	小須戸	織立業務員	2	男	20~45	170~210	8:15~17:15
12	ニット製品製造業	小須戸	運転手	1	男	20~45	140~200	8:30~17:30
13	製材業	鎌倉	運転手	2	男	18~45	200~230	8:00~17:00
14	製材業	鎌倉	橋内作業員雑役	2	男	18~60	150~250	8:00~17:00
15	ビル・一般家庭清掃業	小須戸	白蟻施行新築クリーニング	2	男	20~40	150~250	8:30~17:30
16	ガソリンスタンド	小須戸	スタンドマン	1	男	18~40	150~210	8:00~17:00
17	醤油・漬物製造業	小須戸		2	男	20~50	150~220	8:00~17:00
18	ニット製品製造業	小須戸	編立オペレータ	2	女	20~45	130~160	8:15~17:15
19	ニット製品製造業	小須戸	事務員	1	女	20~40	110~130	8:30~17:30

四月は「土地月間」 「土地取引のまえに」

次の一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならぬことになっています。

市街化区域 二〇〇〇㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域 五〇〇〇㎡以上

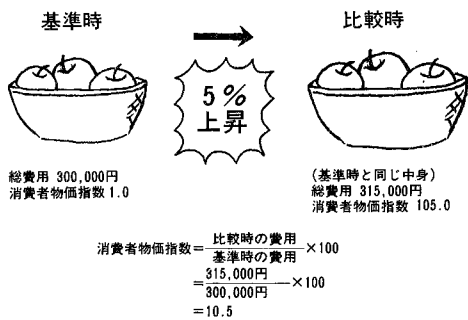
個々の取引面積は小さくとも合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出は必要です。

統計あれ？これ！

〈消費者物価指数ってなあに？〉

個々の商品やサービスには値段つまり価格があり、それら価格の平均的な水準を物価水準と呼んでいます。物価水準のある時点と比べて、比率の形で表したものが物価指数です。消費者物価指数はその代表的なものであり、私たちの家庭で購入する食料品、衣料品、電気製品などの商品や、電気代、授業料、家賃、バス代などのサービス料金等の価格の上がり下がりを含めて表にしたもので、物価の動きをみる上で、大切な指標となっています。

—消費者物価指数のつくり方—



防災いろはことわざ

**忘れずに
飲み水用意
地震の備え**

震災後の生活を守る物質のなかで、大切なのが飲料水。1人1日3ℓが目安。必ず煮沸してから飲む。また、子供や病人には、ミネラルウォーターを。

**からだきを
防ごう
必ず水量チェック**

浴室からの出火原因の多くがからだき。点火するときは必ず浴槽の水位を確認する。また、知らぬ間に水が無くなっていくということがないように、水もれの定期点検を。

確定申告が 間違っていたときは……

確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、あるいは、うっかりして確定申告することを忘れていた方はいませんか。申告内容に間違いがあるときはそれを訂正することができます。また、確定申告をしなればならないのにしていないときは、ただちに申告をしてください。

◎**税額を多く申告していたとき**
確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内ですから平成四年分の申告所得税は平成六年三月十五日まで、平成四年分の消費税の申告については、平成六年三月三十一日までとなります。

◎**税額を少なく申告していたとき**
確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、税務署の調査を受けた後で修正申告したり、更正を受けたりすると加算税がかかりますので、気付いたときはなるべく早く申告されるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、加算税はかかりません。

また、修正申告によって新たに納めることとなった税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める税額には本来の納期限の翌日(たとえば所得税ですと三月十六日)から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めてください。

◎**確定申告を忘れていたとき**
確定申告をしなければならぬのに、申告書の提出を忘れていたときには、ただちに申告してください。

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、税務調査を受けた後で期限後申告をしたり決定を受けたりすると、本来の税額のほか、納付すべき税額の十割の無申告加算税がかかりますので、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときは加算税は五割に軽減されます。また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。

なお、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが本税と併せて納めていただくこととなります。

※各用紙は税務署にあります。また、手続き等についてご不明の点がありましたら、税務署にご相談ください。

平成四年分 所得証明は 六月十五日から！

小須戸町では、一月一日現在小須戸町に住んでおられる方を対象に、一月一日現在の税の台帳に基づき、次の証明を発行しています。

① **所得証明**(各年中の所得額の証明)
② **課税証明**(各年度の税金の証明)
③ **非課税証明**(各年度の税額のないことの証明)

なお、「無職かつ無収入の証明」については、申請時点で無職かつ無収入であることが、台帳では事実確認ができないので、証明することはできません。所得証明、非課税証明、勤務証明を、

平成五年度分
住民税に関してお願い
毎年三月・四月は、転勤・退職等異動が多くなります。住民税特別徴収事業所におかれましては、給与所得者異動届出書をお早めに提出してください。

また、新たに、平成五年中に特別徴収事業所へ就職したことにより、平成五年度分住民税を特別徴収(給与からの天引)で希望する方は、四月十五日まで税務課にお知らせください。申し出のない方は、普通徴収となります。

また、平成五年度の住民税の確定前(納税通知書の発送前)は、平成四年分の所得についての所得証明は発行できません。(平成三年分の所得証明になります。)

次の日以降発行できます。

① 特別徴収事業所に勤務されている、「住民税特別徴収税額通知」の発行された方
五月十五日以降

②、①以外の方(住民税普通徴収税額通知の発行された方や非課税の方)
六月十五日以降

尚、所得証明が必要な方は、所得がなくても、住民税の申告をしてください。